

(講演) 欧州連合と法の役割-発展、現状と将来の展望

マティアス・ハーバーザック (ミュンヘン大学法学部教授)

I. 歴史的展開-石炭・鉄鋼同盟 (モンタン・ユニオン) から欧州連合へ

欧州の統合過程の始まりは、前世紀の50年代に遡る。歴史的視点に立てば、欧州統合は、継続的な発展と強化のプロセスであるといえることができる。2009年12月1日に発効したリスボン条約は、その発展の一応の終止符である。この条約は、とくに欧州議会の地位を高め、また、その結果、条約は「欧州連合運営条約 (AEUV)」という名称に変更されたのである。法的観点における欧州共同体の継続的な発展は、加盟国の範囲の継続的な拡大をもたらした。現在では、加盟国は28か国にのぼっている。しかし、その内、経済・通貨同盟であるいわゆるユーログループは17か国にとどまっている。

II. 発展の推進力としての基本的自由権

基本的自由権、つまり商品・サービス給付、開業および労働者の移動の自由は、実質的に域内市場の形成に多大な貢献をしてきた。このことは、その大部分を欧州裁判所の判例に還元することができる。欧州裁判所判例によれば、基本的自由権は、単に「自国民の平等取扱」権利を与えるだけでなく、むしろ包括的な「制限の禁止」を含むものである。今日では、ある加盟国で設立された会社は、高い流動性 (本拠地の移転、国境を越える組織再編) を認められているが、その細目については依然として議論されている。

III. 第二次的欧州法の役割

条約は第二次的欧州法の公布を授権している。第二次的 EU 法については、指令と規則を区別することができる。指令は、私法の領域で最も大きな意味をもっている。指令は、国の法律をもって目的、

つまり国の法律の調整を実現することを加盟国に義務づけるものである。指令の目標は、国の法律を接近させることであり、法律を統一することではない。したがって、接近した加盟国の法律は、その国の性質を失わない。しかし、その内容は相互に対応しなければならない。欧州裁判所は、もちろん、国の法律が指令と合致して、それ故に「指令に一致して」解釈されることを要求している。この指令に一致した解釈は、方法論的には大きな問題となる。ドイツの最高裁判所である連邦通常裁判所は、最近の判決において、欧州法に一致した解釈を保証するために、ドイツの法律規定が明確に定めた文言を幾度も無視して解釈した。しかし、そうすると、結果において、規則の効力がほぼ指令に与えられることになる。

規則は、その全部が拘束的であり、それぞれの加盟国において直接に適用される。したがって、規則は、現行法そのものであり、そして、それに相反する国の法律を排除する。会社法においては、規則は、「欧州固有の企業形式」の導入と関連して重要なのである。

IV. 将来の展望

将来を短・中期的にみると、欧州のさらなる共同の成長はほとんど実現できないであろう。国家の債務危機は、政治的同盟、とくに共同の国庫、財政および租税政策について配慮しないで、通貨同盟を導入することは危険であったし、また恐らく失敗でもあったことを明確にした。この手拔かりを直ちに取り戻すことは無理なように思われる。むしろ、危機は、多くの場面と多くの加盟国で、ある種の欧州不信とユーロに対する懐疑を抱かせ、連合の強化は痛みなしには実現できないほど多数の加盟国の経済的な枠組み条件が基本的に相違していることを明らかにした。すでに通貨同盟とシェンゲン協定の分野で生じている二つの速度の欧州のモデルが、その代わりにますます採用されている。そのような提案は、極めて現実的でない。それらは、とくに、ユーロの安定化措置を引き起こす費用と弱い景気の結果、および、これまで危機を通り抜けてある程度無事にやってきた国々も若干の加盟国における依然として大量の負債の巻き添えをくっているという不安のなかで醸成された不満の表現である。

危機に左右される発展と懸念のほかに、広まっていると感じられる欧州レベルにおける権利の実現の民主主義的正当化の不足も統合の強化の妨げになる。

2. 委員会はなるほど将来も指令と規則の発令のイニシアティブを握るであろう。もちろん、会社法の分野についてだけでなく、戦略の転換を述べることができる。委員会は、完全な調和化をあまり目指しておらず、とくに欧州の企業の競争能力を高めるべき点的な措置の実現を目標とする。それによれば、法の接近は、もはや自己目的として役立つのではなく、危機の克服手段としておよび欧州連合企業の競争能力の確保もしくは強化のための手段として寄与するのである。この展開は、私法一般およびとくに会社法の調整が、欧州連合が有する多数の構成員数を考慮すれば、もはやほとんど実現することができないという背景からも見えてくる。つまり、国の独自性と国の私法秩序の間における原則に関わる相違があまりにも大きく、また、株式法と有限会社法の規制と私法の他の部分とのがっしりした噛み合わせと絡み合いがあまりにも強いのである。

欧州の思考は、危機を持続的に克服した後に復活でき、そして引き続いて花をひらかせることができるものと期待することができる。